

（趣旨）

第1条 この入札心得は、水都大阪コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が行う「水上ミニ花火の実施」にかかる業務委託に係る一般競争入札（郵便方式）（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者はコンソーシアムが定めるこの入札心得、入札説明書、契約条項及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、コンソーシアムの指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書、質問書の回答、契約書（案）及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加は、入札公告及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限る。

（入札保証金）

第5条 入札保証金は、次の各号に該当する場合は免除する。

- ア 保険会社との間にコンソーシアムを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の2に相当する金額をコンソーシアムに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合。
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - エ 死亡・傷病・退職により配置予定者等注）が欠けるため契約を締結しない場合

注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札書等の提出)

第6条 入札参加者は、定められた期間内に入札書及び入札参加申出書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

3 入札参加者は、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、さらに郵送用封筒に入札参加申出書（以下「申出書」という。）とともに入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札書等の郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行（開札）までにコンソーシアムに持参するか、到達期限までに届くように郵送するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。

4 入札を辞退した者は、当該入札には再度参加することができない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、コンソーシアムが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定によりコンソーシアムが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第10条 指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

2 開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。

3 入札担当職員は、郵送された入札書在中の封筒を開封し、入札結果を発表する。

(開札の傍聴)

第11条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札（開札）予定時刻の10分

前までに、社員証等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

(無効の入札)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札、又は金額の記載の不鮮明な入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札用封筒に案件名称、入札参加者名（住所・商号又は名称・代表者氏名）が記載されていない入札
- (7) 郵送用封筒に案件名称、入札参加者名（住所・商号又は名称・代表者氏名）が記載されていない入札
- (8) 郵送用封筒の案件名称及び入札参加者名（住所・商号又は名称・代表者氏名）と同封された入札書の案件名称及び入札参加者名（住所・商号又は名称・代表者氏名）が相違する入札
- (9) 入札用封筒に封印及び封かんしていない者の入札
- (10) 郵送用封筒に封印及び封かんしていない者の入札
- (11) 談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (12) 同一の入札について同一人が、2 通以上の入札書を提出した入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (2) 提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を行わない者
- (3) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ウ 大阪府、大阪市またはコンソーシアムの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第 14 条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項の審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは次順位の最低の価格を提示した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札

者とする。

3 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第 15 条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その落札決定を留保した上で、抽選により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

2 前項の抽選の方法は、別紙による。

3 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第1項の次順位者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、業務実績調書及び審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。

4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(再度の入札)

第 16 条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は1回とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第 12 条 (1) 及び (2) 並びに (9) から (10) までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第 12 条 (11) の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの

(契約保証金等)

第 17 条 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

(3) 銀行又はコンソーシアムが確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又はコンソーシアムが確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又はコンソーシアムが確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又はコンソーシアムが確実に認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券をコンソーシアムに寄託しなければならない。
- (2) 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）に該当する場合又は水都大阪コンソーシアムとの契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないに該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出。
- (3) 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

（契約の締結等）

第 18 条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、3 日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）にコンソーシアムに提出しなければならない。ただし、コンソーシアムの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者は、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でい旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。
- 3 落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第 13 条（3）アに該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第 13 条（3）イ又はウに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 6 前 3 項の規定により契約を締結しないときは、第 5 条に定める違約金をコンソーシアムに支払わなければならない。この場合、コンソーシアムは一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第 19 条 入札参加者は、入札後、この入札心得、入札説明書、契約条項、設計図書、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 20 条 入札に際しては、すべてコンソーシアムの指示に従うこと。

【別紙：くじの方法について】

入札金額が同額の場合は、下記の抽選方法（公開抽選）により落札予定者の順位を決定する。
なお、後記において、「抽選人」並びに「立会人」とは、それぞれ入札に立会う入札担当者以外のコンソーシアム職員とし、「業者番号」とは、入札金額が同額の業者を株式会社等の表記以外の社名により 50 音順（昇順：あ→ん、社名がアルファベットの場合もひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

抽選手順：下記の「抽選 1」「抽選 2」の順番に行う。

抽選 1. <予備抽選>

- ① 入札担当者は、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。なお、中に入る紙にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
- ② 抽選人は、業者番号（昇順）の順番に、抽選箱から紙を取出し数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 A【抽選 1：予備抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、各業者の本抽選における順番を読み上げる。
なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た紙の数字の順番（昇順）とする。

抽選 2. <本抽選>

- ① 入札担当者は、抽選 1 が終了後、再度、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。
- ② 抽選人は、予備抽選で決定した順番（昇順）に、抽選箱から紙を取出して紙に記載された数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 B【抽選 2：本抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、落札予定者、及びその次の順位以降の者を発表する。
なお、本抽選において出た紙の数字の順番（昇順）に、落札予定者、及びその次の順位以降の者を決定する。

■注意事項

- ・最低入札金額にかかわらず、同額の入札金額があった場合は、同様の抽選方法により落札予定者順位を決定する。
- ・落札予定者から入札参加資格の審査（事後審査）を行い、審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、次順位者を落札予定者とし、審査を行う。

■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、以下の様式のものとしします。
- ・抽選結果記録用紙 B への記入が終了後、入札担当者は「立会人」と共に抽選結果記録用紙 A と照合し、抽選結果を発表する。

(抽選 1 の抽選結果記録用紙)

抽選結果記録用紙 A (予備抽選)

業務名：水上ミニ花火の実施にかかる業務委託

立会人：_____ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	本抽選順位

抽選結果記録用紙 B (本抽選)

業務名：水上ミニ花火の実施にかかる業務委託

立会人：_____ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	落札予定者順位